

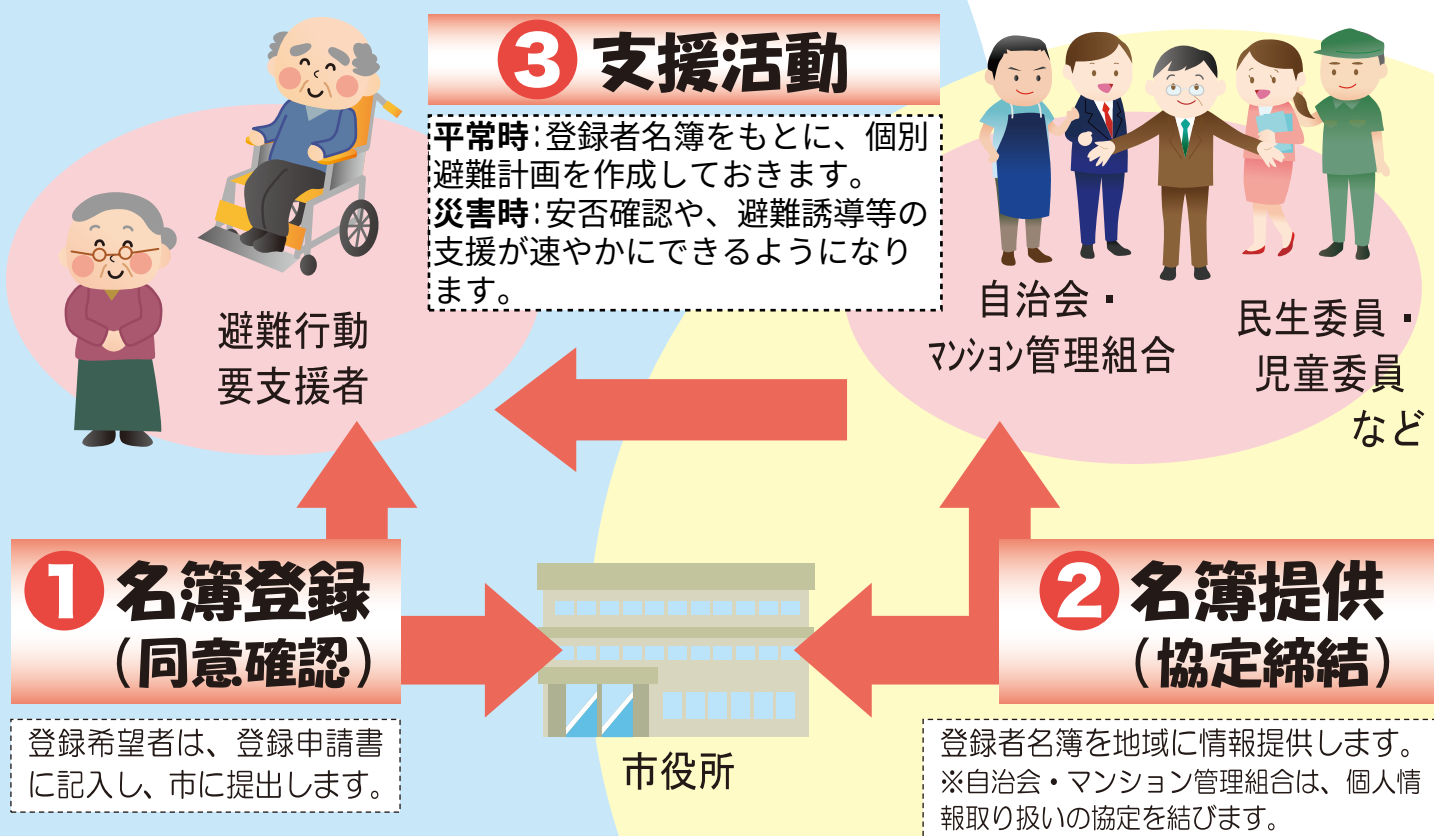
災害時の避難行動要支援者登録制度

■ 避難行動要支援者登録制度とは？

災害時に、家族などの支援を受けられず、自力での避難が困難な方は、避難が遅れ孤立してしまうおそれがあります。そのため、地域の皆さんの力をお借りして、災害時に助けを必要とする方々の支援をできるようにする体制を整えるための制度です。



■ 登録制度のしくみ



■ 対象者

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 要介護認定3以上の方 | 4 要支援、要介護認定1・2で同居者が65歳以上の高齢者のみの方 |
| 2 心身等に障害がある方 | 5 難病患者 |
| 3 要支援、要介護認定1・2で一人暮らしの方 | 6 妊産婦・乳幼児 |
| | 7 その他支援が必要と判断される方 |

■ 申請書の配布 市役所、公民館、市民センターで配布。または、市ホームページからダウンロード。

■ 問合せ先 東大和市役所 地域福祉課 電話 042-563-2111 (内線1154)